

# 「柴田町公共施設等総合管理計画」に基づく 各施設の取扱い方針

## 各個別施設に関する取り扱い検討内容

施設の方針	施設名		取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等
				10年以内	40年以内	左記補足事項		
新設	個別施設計画	総合体育館	PFI/DBO・DB方式を検討する。	○		令和4年～5年度に新設。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に整備事業者を選定し、事業契約を締結した。</li> <li>今後、建設に向けてモニタリングを実施する。</li> </ul>	令和6年9月末完成、同年12月供用開始。
		図書館	PFI/DBO方式を検討。船岡公民館との複合施設とする。	○		令和8年度以降に新設。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新図書館建設予定地として、令和3年度までに2筆、合計5,265.10㎡の用地を取得済み。</li> <li>建設手法については、官民連携手法の導入の可能性について検討中。</li> <li>国補助金を活用するため、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業に図書館建設を盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館建設基金の確保。</li> <li>住民や職員による図書館整備ワークショップの開催。</li> <li>（仮称）図書館建設準備委員会の立ち上げ時期の明確化。</li> </ul>
更新	(R1 \ R40) ※うち整備計 学校等施設の個別計画	学校給食センター	PFI/DBO方式または民設民営を検討。施設は移転し、旧センターは除却する。	○		令和6年度以降に新設。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に現施設の調理室の床改修工事が完成。</li> <li>建設候補地の選定と不動産鑑定を実施。用地取得交渉を開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食センター建設基金の確保。</li> <li>用途地域やスペースの関係で、現地建替は不可能。</li> <li>給食センター移転後の跡地利用・処分等について検討が必要。</li> </ul>
		(R3 \ R12) 公営住宅等長寿命化計画	並松町営住宅 神山前町営住宅	老朽化に伴う更新。並松住宅と神山前住宅を集約し再配置を検討。旧施設は除却する。	○		(1)令和元年～2年度 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に盛り込む。  (2)令和3年度 都市構造再編集中支援事業に盛り込み、採択されれば令和4年度以降に実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年5月に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を策定・公表。</li> <li>令和4年度における都市構造再編集中支援事業計画の対象地区外となったため、改めて都市再生整備計画及び立地適正化計画に基づき具体的な事業手法について再検討する。</li> </ul>
改修	個別施設計画		役場庁舎	施設老朽化に伴い耐震化、照明・空調・その他設備の改修を実施。	○		令和2年度までの緊急防災減災事業債を活用。	令和4年3月 耐震補強等工事完成。
		保健センター	役場庁舎改修に伴い照明・空調・その他設備の改修を実施。	○		令和3年度までの公共施設等適正管理推進事業債を活用。	令和4年3月 改修工事完成。	完了
		船岡駅コミュニティプラザ	新たに給排水施設を整備し、観光交流情報発信拠点に用途を変更する。	○		都市構造再編集中支援事業に盛り込み、採決されれば令和5年度以降に実施。	令和2年度にインバウンドに対応するため洋式便器の整備や機能向上を図る改修を実施した。	都市構造再編集中支援事業における基幹事業としての採択の可能性。
		槻木駅コミュニティプラザ	利便性の向上を目指すため、給排水施設等を整備し、利用促進を図る。	○		改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。	令和2年度にインバウンドに対応するため洋式便器の整備や機能向上を図る改修を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>改めて施設利用計画について検討する必要がある。</li> <li>新たに公衆無線LANや照明器具の整備も必要。</li> </ul>
		地域福祉センター	空調設備の劣化が著しいため、改修を実施。	○		令和3年度までの公共施設等適正管理推進事業債を活用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度 空調設備改修工事は完成。</li> <li>令和3、4年度 トイレの改修工事を実施。</li> </ul>	完了

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等		
			10年以内	40年以内	左記補足事項				
改修	個別施設計画	船岡体育館	総合体育館建設後、住民、利用者の意向確認を行い、武道館等、他の用途に転用。 当面は長寿命化で対応。	○		令和4年～5年度の総合体育館完成後、住民、利用者等の意向確認。	● 総合体育館建設後、検討する。	● 屋根を主とした大規模改修を実施する必要がある。	
		西住公民館	西住児童館との複合施設とするための改修を実施。	○		西住児童館の老朽化に伴い、機能を集約した複合施設として改修する。	● 令和3年度に関係課間での調整会議を開始。 ● 令和4年度に西住児童館を集約するための改修工事に着手予定。	● 地域及び施設利用者に対し、改修後の施設利用について説明する必要がある。	
		太陽の村	太陽の家旧館宿泊棟(Ⅱ号館)、バーベキューハウスの施設を改修し、キッズバイク・木育関連の新たな用途に変更し、利便性の向上と利用者の増を目指す。	○		令和元年度に実施。老朽化した旧館宿泊棟(Ⅱ号館)の水回り(WC、洗面等)をキッズバイクパーク整備事業により改修する。	● 令和元年度 改修工事完成。	● 完了	
			太陽の家旧館研修棟(Ⅰ号館)は、平成28年度に1階(らぼるの森)を先行して改修、引き続き2階・屋上部分の改修を行う。	○		令和2年度以降に実施。老朽化した旧館研修棟(Ⅰ号館)の内装、屋上防水、水回り(WC他)等を改修する。	● 令和2年度 2階WCについては改修工事完成。	● 旧館屋上防水及び2階部分の内装の改修が必要となる。 ● 新館の経年劣化に伴う更新、改修も必要となる。	
		地域活動支援センターもみのき	建物周辺の不等沈下がある。沈下対策ができれば現状のまま利用し、施設の老朽化に対応した長寿命化を図る。	○		建物周辺の不等沈下の状況が今後どうなるかによって実施時期を検討する。	● しらさぎとの複合化は、対象者や地域性から実現は困難。	● 今後の取り組み方針の再検討が必要。 ● 建物周辺の不等沈下対策が必要(転落防止柵で代用可)となる。	
	R1 └ R40 ※うち整備計画は5年	学校等施設の個別計画	東船岡小学校	施設の長寿命化のため大規模改修を実施。	○		令和元年～2年度で実施。	● 校舎及び体育館(大規模改造) R2.12 完成。	● 完了
			● プール(耐震補強) R3.3 完成。						
			● 校舎(大規模改造)、プール(耐震補強)、体育館(大規模改造) 全て R3.2 完成。					● 完了	
			● 校舎(大規模改造) R3.3 完成。					● 完了	
			● 校舎(大規模改造)、体育館(大規模改造) R3.3 完成。 ● 武道場(大規模改造) R4.1 完成					● 完了	
● 武道場(大規模改造) R4.1 完成			● 完了						
● 西校舎(大規模改造)、体育館(大規模改造) R3.3 完成	● 完了								
第一幼稚園	需要減少に伴い、他の児童福祉施設に転用。	○		令和元年10月1日以降の幼保無償化に伴う定員の動向や令和2年度の申込状況を確認したうえで検討。	● 令和4年度児童の募集を最後とする。 ● 令和5年度末(令和6年3月)で閉園予定。 ● 閉園に関する保護者理解は得られている。	● 閉園後の施設のあり方について検討が必要。			
R3 └ R12	公営住宅等長寿命化計画	山下町営住宅	公営住宅長寿命化計画に基づき外壁改修。	○		令和2年度で実施。	● 令和4年度に外壁ほか改修工事に着手。	● 完了予定	

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等	
			10年以内	40年以内	左記補足事項			
改修	〔橋梁長寿命化修繕計画〕 毎年度更新	さくら歩道橋	全体的に劣化が進み、そのまま放置すれば通行人に危険を及ぼす可能性が高まるので早期に改修する。	○		補助事業での実施の可能性を県と調整中。	● 令和3年度に橋梁補修工事に着手。	● 完了予定
移転	個別施設計画	西住児童館	児童館老朽化に伴い西住公民館に移転し複合化を図る。旧施設は除却。	○		西住児童館の利用動向や施設の現状点検を踏まえ、長寿命化の可能性を検討するとともに、西住公民館への移転・集約を検討する。	● 令和3年度に関係課間での調整会議を開始。 ● 令和4年度に西住公民館の一部改修工事に着手予定。	● 児童クラブの登録児童と自由来館児童との交錯が無いよう配慮を要する。
		船岡公民館	図書館または郷土館との複合化。 移転後、旧施設は除却。	○		令和8年度以降の図書館建設に合わせて検討。当面は随時の維持補修で対応する。	● 図書館建設の目途が立つまでは随時の維持補修で対応。	● 立地適正化計画に基づく都市構造再編集集中支援事業で、図書館を核とする周辺整備と併せて方針を検討する必要がある。
		槻木事務所	槻木事務所の老朽化に伴い他施設への機能移転を検討。旧施設は除却。	○		槻木事務所の現状点検結果を踏まえ、移転先施設との調整を図ったうえで移転時期を決定する。	● 戸籍事務は令和2年4月に本庁に集約済み。 ● 令和4年度中に槻木生涯学習センターに各種証明発行機能を移転し、令和5年度から（仮称）柴田町サービスセンターとしての運用を開始する。	● 移転後の老朽化施設の取り壊し費用の確保が必要となる。
民営化 指定管理 業務委託	個別施設計画	むつみ学園	令和元年度は運営委託、令和3年度に工事着手し令和4年度から児童発達支援センター事業所として民営化。	○		令和4年度から民間事業所による児童発達センターとして運営開始。	● 角田市、柴田町、大河原町、村田町、蔵王町の1市4町で協議の上、令和5年度に児童発達支援センターとして運営開始を検討する。	● 現施設が「急傾斜地崩壊危険区域」内にあり、増築ができず、「児童発達支援事業」に申請できない。 ● 新築の場合、建築費用が3億円と見込まれている。
		保育所	幼保無償化に伴い、1施設を民営化。	○		幼保無償化の動向を注視しながら1施設を10年以内に民間事業所による運営に移行。	● 子ども子育て会議において、民営化を含め、今後のあり方について検討した。 ● 槻木保育所を民営化した後に、西船迫保育所の民営化に取り組む。	● 既存施設を現状有姿で譲渡することは困難。 ● 建設候補地の選定と資金の確保、運営事業者の募集が必要となる。 ● 保育所民営化ガイドラインの策定が必要。 ● 保育所民営化検討委員会の設置が必要。
		児童館	運営の効率化と利便性の向上を目指し、社会福祉法人などへ指定管理を検討。	○		社会福祉法人やNPO等運営母体との調整後に指定管理を行う。	● 社会福祉法人やNPO等、運営母体との調整を検討する	● 運営母体の選定。 ● 保護者の理解を得る必要がある。 ● 児童館民営化検討委員会の設置が必要。
		放課後児童クラブ	運営の効率化と利便性の向上を目指し、社会福祉法人などへ業務委託を検討。	○		社会福祉法人やNPO等運営母体との調整後に業務委託を行う。	● 社会福祉法人やNPO等、運営母体との調整を検討する。 ● 現在は民間事業者による運営事例も多くなっている。	● 運営母体の選定 ● 保護者の理解を得る必要がある。 ● 放課後児童クラブ民営化検討委員会の設置が必要。

施設の方針	施設名	取り扱い方針（理由・その他）	実施時期			検討内容等	課題・懸念材料等		
			10年以内	40年以内	左記補足事項				
民営化 指定管理 業務委託	個別施設設計画	生涯学習センター	順次指定管理を行っていく。	○		● 令和2年12月会議において公民館条例の一部を改正済み。	● 指定管理に向けて公募基準の作成が必要。 ● 指定管理することについての住民理解を得る必要がある。		
		公民館	順次指定管理を行っていく。	○		● 令和2年12月会議において公民館条例の一部を改正済み。	● 指定管理に向けて公募基準の作成が必要。 ● 指定管理することについての住民理解を得る必要がある。		
広域化	〔H28〕 〔R7〕 水道事業経営基本計画	水道事業	安定的な経営のため、広域化を目指す。		○	令和3年度に導入が検討されているみやぎ型管理運営方式後の経営状況を当面注視する。	● 県内全市町村による広域連携検討会全体会（4回）及び地域部会（3回）が開催され、広域化や共同化が検討されている。	● 令和4年度に県が「水道広域化推進プラン」を策定することになっており、県及び関連市町との調整が課題。	
	〔R3〕 〔R7〕 下水道メンテナンス計画	下水道事業	安定的な経営のため、広域化を目指す。		○		● 県南ブロック（仙南4市9町）として、広域化共同化の検討会が6回開催され、今後の連携の可能性について協議している。	● 令和4年度に県が「(仮)宮城県下水道広域化・共同化計画」を策定することになっている。 ● 維持管理の共同発注など経営基盤の統合についての調整が課題。	
除却	個別施設設計画	旧勤労青少年ホーム	施設廃止済み。除却。	○		建物の老朽化が著しく、高度の危険性が認められた場合に解体する。	● 順次資材の移動、処分開始。	● 耐震性と消防法の関係から、現在のシルバー人材センターの現場作業・休息所としての利用について検討する必要がある。	
		旧羽山児童館	老朽化のため、廃止の方向で検討。	○		解体時期は今後検討する。	● 令和3年度に解体済み。	● 完了	
		槻木体育館	総合体育館建設後、施設を廃止し除却。			○	総合体育館建設後に地域や利用団体と調整し、廃止時期を検討。	● 未調整	● 耐震が不十分である
	〔R1〕 〔R40〕 学校等施設の個別計画	槻木中学校（プール）	宮城県仙南総合プール利用につき、既存のプールを廃止・除却。	○			財政状況を勘案し、10年以内に適宜解体する。	● 未調整	● 今後、解体費用や跡地利用について議論を深める必要がある。
		船迫中学校（プール）						● 未調整	● 今後、解体費用や跡地利用について議論を深める必要がある。
	〔R3〕 〔R12〕 公営住宅等長寿命化計画	土手内町営住宅	老朽化に伴い廃止・除却。	○		建物の老朽化が著しいか又は居住者の利用状況を検討し10年以内に実施する。	● 10年以内に廃止・除去する方針であることを令和3年1月に、入居している6世帯すべてに通知した。 ● 全世帯が町の方針を了承した。	● 廃止・除却が決定した場合、入居者5世帯（R4.7現在）の移転先の確保。	

※上記以外の施設については今後10年間、現状の機能を維持できるよう事後保全を図るものとします。